

原動機付自転車 改造申告書（軽自動車税種別割）

令和 年 月 日

出水郡長島町長 殿

(町処理欄) 変更後の標識番号 長島町	納税義務者	住所又は所在地
		氏名又は名称
		電話番号

下記の原動機付自転車について変更が生じたので、長島町税条例第87条の規定により申告します。

標識番号	長島町	車名	
車台番号			
改造受注者	氏名又は所在地		
(専門事業者)	氏名又は名称		
変更理由 改造内容	<input type="checkbox"/> エンジンの載せ替え（原動機型式番号_____） <input type="checkbox"/> エンジン内部のポーリング <input type="checkbox"/> 改造キットの取り付け <input type="checkbox"/> その他作業内容（_____）		
使用した部品	メーカー	商品名	
	型番	購入先	
※1 専門事業者による改造の場合は「改造証明書」を提出すること。この改造申告書は、提出不要です。 ※2 個人による改造は「部品の領収書の写し」「変更後の輪距が確認できる写真」などを別途添付。			

排気量 ※ポーリングの場合は計算式から記入してください。	変更前	(ボアの半径)	_____ c m	×	(ボアの半径)	_____ c m	×	3.14	×		
		(ストローク)	_____ c m	×	(気筒数)	_____	=	_____	c c	総排気量	
	※小数点以下切り捨て										
	変更後	(ボアの半径)	_____ c m	×	(ボアの半径)	_____ c m	×	3.14	×		
(ストローク)		_____ c m	×	(気筒数)	_____	=	_____	c c	総排気量		
※小数点以下切り捨て											
輪距	変更前	_____ c m	変更後	_____ c m							

※重要 以下の注意点を理解したうえで申告してください。

- ・偽りの申告をした場合は、地方税法第448条に違反し罰せられます。
- ・本町は、総排気量などに基づいた課税をするために本申告書を確認するものであり、道路運送車両法の保安基準を充たしていることを保証するものではありません。
- ・改正後の車両の道路交通法ならびに道路運送車両法上の取扱いについては、ご自身の責任になります。

原動機付自転車の改造申告について

原動機付自転車を改造し、排気量や車軸の幅を変更したときは、15日以内に申告が必要です。また、改造により車種区分が変わるときは、使用中の標識の返納と、新たな標識の交付申請が必要です。

申告書類について

1. 改造を確認できる書類

改造を専門業者に委託	●受注業者による改造証明書 (任意の書式、改造申告書の項目と同程度の記載内容)
個人で改造 (市販品を使用)	●原動機付自転車改造申告書 ●部品の領収書の写し、又は販売証明書(インターネットオークションなどで購入し、販売店からの領収書が得られない場合は、購入履歴または決済ページを印刷してください。) ●輪距を変更した場合は、変更後の輪距が確認できる写真

2, 軽自動車税(種別割)申告(報告)書兼標識交付申請書

3, 軽自動車税(種別割)廃車申告書兼標識返納書(車種区分が変更となる場合)

4, ナンバープレート(車種区分が変更となる場合)

5, 運転免許証やマイナンバーカードなどの本人確認書類

6, 本人と同居親族以外の方が手続きに来庁する場合は委任状(販売業者の場合は不要)

！ 注意点

「原動機付自転車改造申告書」に基づき標識の交付を行いますが、これは税額の区分が変更になったことによるものです。改造後の車両の「道路運送車両法」ならびに「道路交通法」上取り扱いについては、ご自身の責任で順守してください。

また、改造等を偽って申告した場合は、地方税法第448条に違反し罰せられます。

地方税法第448条

(略) 申告し、または報告すべき事項について虚偽の申告又は報告をした者は、三十万円以下の罰金に処する。